

平成24年度村政懇談会
【地区自治会質問・要望書兼回答書】

【地区自治会名】	白方地区自治会
【質問事項（題目）】	環境問題及び村条例の見直しについて
【質問要旨（内容）】	<p>白方地区内の村指定緑化地帯には3つの廃棄物業者が入り、自然を壊している。</p> <p>昨年の村政懇談会で、村条例の見直し改善検討していくとの回答をされたが、どのように条例の見直しを行ったのか。また、条例改定により、どのような改善が期待できるのか。</p> <p>村が定めた唯一の緑地帯を今後どのように維持・管理していくのか村の方針をお聞きしたい。</p>
【回答】	経済環境部 環境政策課
	<p>見直す条例は、いわゆる「残土条例」といわれるもので、「土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」です。この条例は、土砂等による土地の埋立てや盛り土、たい積によって生ずる生活環境の悪化や災害の発生を防止するために、平成6年に施行されたもので、5,000平方メートル未満は市町村で、5,000平方メートルを超えるものは県が取り扱っております。</p> <p>今回の見直しについては、庁内の「まちづくり委員会」で検討してまいりました。主な改正点は、</p> <ol style="list-style-type: none">1点目は、「事前協議」を設けております。埋立ての内容等について事前チェックを強化することより、搬入する土砂等の発生元を確認するとともに、汚染土壌の搬入を阻止いたします。2点目は、埋立てできる土砂等について制限を設けております。これにより、建設工事に伴って発生する建設汚泥にセメントや石灰等を混合した「改良土」が土地の埋め立て等に使用できなくなります。3点目は、発生土砂等は、茨城県内から発生したものに限定しております。これにより千葉県、埼玉県など県外からの土砂等の搬入がなくなります。4点目は、事業主だけの責務だけでなく、土砂等を発生させる者、土砂等を運搬する者、そして監視指導など村の責務も明記したことにより、それぞれの役割・責任が明確になりました。5点目は、罰則を県レベルに引き上げております。罰則の強化を含め広く広報することにより、違法な土地の埋立て防止が期待できます。 <p>今回、罰則の強化を図るために、検察庁との協議が必要で、現在その準備をしております。できるだけ早く検察庁の協議を済ませ、議会に上程してまいりたいと考えております。</p> <p>ご質問のありました緑地帯の維持管理につきましては、一団の平地林や連続性のある斜面緑地空間の確保などを目的に、「村民の森・保存樹木等」の指定を行っております。土地所有者に、緑地保全の必要性をご理解いただいたうえで、報償金の支給により維持管理、保全活動を実施していただいているものです。</p>

指定状況としましては、平成20年から現在までに217筆・約20.5haを指定しております。しかしながら一方で、同意が得られず86筆・8.5haの指定が出来ない状況にありますが、今後とも交渉を続け、理解を得てまいりたいと考えております。

この緑地帯の保全につきましては、現在、白方地区から石神外宿地区までの指定を予定しており、来年度までには、当該地区の斜面緑地帯の指定が終了することから、今後は、指定承諾状況（土地所有者の承諾制）や、管理手法も含めた検討を行うとともに、先進地の事例についても調査研究し、よりよい緑地帯の保全に繋がるような事業を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、「緑地の保全」と「緑化の推進」につきましては、地域の皆様のご意見を踏まえ、共に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【質問事項（題目）】

自主防災組織の育成・強化に伴う活動事業費補助金の大幅増額等について

【質問要旨（内容）】

「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくり推進プラン」に自主防災組織の育成・強化等が基本方針に基づく具体的取組み事項にあり、その実施主体として、行政・各地域(単位自治会等)としている。

各地域では、災害時の自助・共助等の重要性を再確認し、防災組織の結成等の検討が必要である。

しかし、下記の課題等があり、早急な対応策を図ってほしい。

- 1) 防災組織のあり方と組織の整備等の指導・支援
- 2) 継続的な防災活動に必要な活動事業費補助金の大幅増額
- 3) 「災援プラン」を構築する為、行政部署間で対応等調整し、指導・支援を(防災組織と関連あり、対応窓口の一本化等)

※組織を機能させるには、継続的な防災訓練と防災資機材等の整備が必要であり、活動事業費補助金の大幅増額等が必須である。

【回答】 経済環境部 消防防災課

平成24年4月現在における東海村の自主防災組織の結成団体は、30単位自治会のうち、9団体であり、結成率（常住人口で換算）は、約34%に留まっており、茨城県平均の48%に未だ及ばない現状です。

村消防防災課では、出前講座を活用しながら、未結成の単位自治会に対し、結成率の促進に向けた説明や、自主防災組織を如何にしたら実際に組織化できるのか等の説明会を行っており、今年度に入って6月末で、11回行っております。

次に、1点目の質問である自主防災組織の整備等への指導・支援については、既に結成された団体に対しても、消防防災課に御相談いただければ、具体的にどうすれば円滑な組織化が図れるか等、積極的に支援してまいります。

2点目、「活動事業費補助金の大幅増額」についてですが、自主防災組織については、新規団体に対し5万円。翌年度以降は最大9万6千円となっております。今のところ、自治会に対する他の補助金等を活用するなどし、地区の防災力向上に向けた資機材整備等に充てて頂ければと考えております。

3点目、「災援プランの行政間の連携について」ですが、自主防災組織の組織班の一つである避難誘導班に災援プランの安心サポーターを盛り込み、簡素化を図るなど介護福祉課とも連携・調整を取りながら、分かりやすい仕組みづくりに努めてまいります。